

J A ぶかやの川本農産物直売所では、町内の9人の生産者が丹精こめて作った、特別栽培のキヌヒカリが「重忠米（しげただまい）」として販売されており、消費者から好評を得ています。

現在「重忠米」として販売している商品は、平成8年に栽培がスタートしました。当時の新食糧法の施行に伴い、地元で生産されたキヌヒカリを直売所で販売し、地元の消費者に供給するという、県内でも「地産地消」のさががけの取り組みとして注目されました。

これは「安全・安心・おいしい」という付加価値を付けて消費者に提供するために、有機質肥料を中心とした食味重視の施肥設計で栽培しました。

生産者とJ A や他の指導機関が、栽培講習会や現地検討会を繰り返し行いました。初年度7人であった参加者は、平成9年には9人に増え現在に至っています。

当初から化学肥料と農薬を減ら

した栽培を心がけていましたが、平成12年度には県の「減農薬・減化学肥料栽培」の認証をはじめて受けました。またこの年から、種々の薬剤消毒をやめて、※温湯消毒に切り替え一層の減農薬をすすめてきました。



小麦追肥時期の散布→

↓堆肥散布状況（麦あと）



平成13年から、川本町高有機堆肥製造施設（堆肥センター）が本格的に稼働を始めました。翌平成14年からは、有機質堆肥を活用した施肥設計（麦跡に10 a 当たり500 kg 施用）を導入しました。

しかし、麦刈り〜耕耘時の気候が安定しないと、堆肥散布が難しいなどの問題点がありました。翌16年産には、前作の小麦の追肥時期に堆肥を散布することにして、作業性が向上しました。

本年も9人の生産者により、約3 haの栽培が予定されています。

※水稲種籾温湯消毒について

水稲の種子伝染性病害虫には農薬による種子消毒が有効ですが、近年、農薬に代わる方法として温湯消毒技術が注目されています。60℃で10〜15分の温湯処理を行います。いもち病・ばか苗病・もみ枯細菌病・苗立枯細菌病・イネシソングレセンチュウに有効です。

現在保温やタイマー機能がついた、簡易な温湯消毒機の普及が始まりましたが、処理の際は注意事項を守って実施しましょう。

改正農薬取締法の施行について

はじめに
平成16年6月21日に農薬取締法が改正され、今年の6月21日に施行となります。内容を良く理解し

て正しく農薬を使用し、安全・安心な農産物生産に努めましょう。

改正の概要

従来の農薬使用基準の表示事項について、「使用回数を遵守すべき期間が明確でない」「農薬使用回数だけで成分ごとの規制がない」などの問題点が明らかとなり、これを改善するため、以下の点について改正されました。

- ① 農薬使用回数を算入すべき期間を準備作業も含めて、は種または植え付けから収穫までの期間であることを明確にする。
 - ② 農薬ごとの使用回数上限に加え、同一の有効成分を含む全農薬の使用回数の上限を、使用時期・使用態様の区分毎に容器に記載する。
 - ③ 使用者は②の内容を遵守する。したがって、これからは種子消毒農薬も使用回数にカウントし、成分ごとに使用回数を計算する等の注意が必要です。
- その他農薬使用上の注意点
- ① 農薬取締法はすべての農産物に適用されます。家庭菜園での農薬使用も法律を遵守しましょう。
 - ② 近隣に住宅地や道路などがある場合などは、農薬の飛散防止に努めましょう。